「あかね台中学校いじめ防止基本方針」

平成27年4月1日策定(令和5年4月7日改訂)

1 いじめ防止に向けた学校の考え方

【いじめの定義】

いじめ防止対策推進法第2条にあるように、「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

【いじめの防止等の対策に関する基本理念】

すべての子どもはかけがえのない存在である。子どもが自己実現を目指し、健やかに成長するためには、人と人とが関わり合い共に生きる中で、互いを認め合い、誰もが安心して豊かに、楽しく生き生き生活できる場が必要である。

いじめはすべての子どもにとって、健やかな成長への阻害要因となるだけでなく、生命を脅かす深刻な影響を与えるものとして認識に立つ

そこで、いじめを防止するための基本となる方向性を次の通り示す。

- ◆いじめは、誰にでも起こる可能性がある最も身近で深刻な人権侵害案件である。
- ◆子どもの健全育成といじめのない社会実現のためには、いじめを特定の人だけの問題とせず、学校、行 政機関、保護者、地域など社会全体で協力し真剣に取り組む必要がある。
- ◆子どもは、自らが安心して豊かに生活できる社会の推進者であることを理解し、学校教育全般を通じて、いじめを許さない社会の実現を目指すことに努める。

【学校いじめ防止基本方針の目的】

あかね台中学校いじめ防止基本方針は、いじめの問題への対策をそれぞれの役割の中で主体的かつ相互に協力しながら広く社会全体で進め、学校・家庭・地域が一体となって子どもの健全育成を図り、いじめのない社会の実現を目指すためのものである。

2 いじめ防止対策委員会の設置及び組織的な取組

【委員会の構成】

・組織の構成員は管理職、教務主任、学年主任、生徒指導部長、生徒指導専任、養護教諭とし、必要に応じて心理や福祉等の専門家の参加を求める。

【委員会の運営】

- ・「学校いじめ防止対策委員会」を常設し、毎月定期的に開催する。また、いじめを認知した際は、 直ちに「学校いじめ防止対策委員会」を開催する。
- ・校長は学校として組織的に対応する際の方針を決定するとともに、会議録を作成・保管し、進捗の管理を行う。

【委員会の活動内容】

- ・いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに関係する情報の収集と記録、共有の中核となる。
- ・いじめの未然防止
- ・いじめを察知した場合には、情報の迅速な共有、関係のある生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定、保護者との連携等の対応を組織的に実施する。
- ・あかね台中学校いじめ防止基本方針に基づく取り組みの実施や計画の作成の際に中核となる。組織は、基本方針の策定や見直し、学校で定めた取組が計画通りに進んでいるかどうかのチェックや必要に応じた計画の見直しなど、いじめ防止の取組について、PDCA(計画→実行→評価→改善)サイクルで検証を行う。

3 いじめの未然防止及び早期発見のための取組

【いじめの未然防止】

- ・規律正しい態度で主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。
- ・人権教育・道徳教育を推進する。
- ・学校行事や特別活動等を通して共生に必要な資質や能力を育む。
- ・生徒自らがいじめを自分たちの問題として考え、主体的に解決に向けて取り組めるよう支援する。
- ・保護者、地域との連携を深め、青少年の健全育成のために共通理解を図り、いじめが起こりにくいよう努める。また子どもらが、SNS端末を所持・利用する際には、情報モラル教育を推進するとともに、保護者によるペアレンタルコントロールの実施、強化を求める。

【いじめの早期発見】

- ・いじめは大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、日頃から生徒を見守り、 学校内外で生徒が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。また、生徒との信 頼関係を構築し、生徒が困った時にその状態を打ち明けられるように努める。
- ・いじめの早期発見に向けて、いじめ解決一斉キャンペーン(12月実施)、生活点検(毎月実施) や教育相談(4月、8月実施)を行う。
- ・生徒自身がいじめをゆるさないという意識を持ち、些細な変化に気づき、知らせることができる よう指導・支援する。

【いじめに対する措置】

- ・いじめやいじめと疑われる事案の発見・通報を受けた場合は組織として対応する。いじめ防止対 策委員会を中核として、教職員全員の共通理解、保護者の協力、必要に応じて関係機関・専門機 関と連携して取り組む。
- ・被害生徒に対しては、本人を守り通すとともに、事情や心情の理解に努め、生徒の状態に合わせ た継続的なケアを行う。

- ・加害生徒に対しては、当該生徒の人格の成長を旨とする教育的配慮のもと、毅然とした態度で再 発防止に向けて適切に指導するとともに、生徒の状態に応じた継続的な指導及び支援を行う。
- ・いじめが暴行や傷害等犯罪行為にあたると認められる場合や、生徒の生命、身体または財産に重大な被害が生じる場合などは、被害生徒の意向にも配慮した上で、警察に通報し、被害生徒を守る。その際は、学校での適切な指導・支援を行い、警察と連携、相談しながら対応していく。

【いじめの解消】

・「いじめの行為が少なくとも3か月止んでいること」、「当該生徒が心身の苦痛を感じていないこと」の少なくとも2つの要件が満たされている必要がある。

【研修】

- ・4月にいじめ防止、対応に向けた校内研修や生徒理解研修を行う。
- ・職員会議や毎月の学年会で生徒の情報共有を行う。

【学校運営協議会等の活用】

- 「学校運営協議会」等と情報を共有し、青少年の健全育成を目指す。
- ・「PTA」や「中学校区学校・家庭・地域連携事業」等といじめの問題など、学校が抱える課題を共 有し、地域ぐるみで対応し、解決することを目指す。

【年間計画】

- 4月 年間計画と重点指導内容等の確認 いじめ防止・対応校内研修、生徒理解研修、教育相談
- 5月 いじめ早期発見のための生活アンケート実施
- 6月 学校・家庭・地域連絡協議会、地区懇談会
- 7月 個人面談

YPアセスメント①実施 支援検討 小中ブロック子ども会議 (8月区交流会に向けて)

- 8月 生徒指導専任教諭夏季研修会 教育相談
- 9月 計画・取り組みの中間見直し
- 11月 人権講演会
- 12月 個人面談、いじめ解決一斉キャンペーン YPアセスメント②実施 支援検討
- 3月 計画・取り組みの見直し、次年度計画 新年度への引継ぎ(小学校、中学校等)
- ※生活点検は毎月実施、ネットパトロールは適宜実施 通年スクールカウンセラーによる相談を実施

4 重大事態への対処

【重大事態の定義】

いじめ防止対策推進法第28条第1項においては、いじめの重大事態の定義は「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」(同項第1号)、「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」(同項第2号)とされている。

【重大事態の報告】

重大事態と思われる案件が発生した場合は、直ちに教育委員会に報告する。

【重大事態の調査】

「いじめ防止対策委員会」を中核として、直ちに対処するとともに、再発防止も視点においた「調査」を実施し、調査結果を教育委員会に報告する。

【生徒・保護者への報告】

学校は、いじめを受けた生徒やその保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係について説明する。これらの情報の提供に当たっては、学校又は教育委員会は、他の生徒のプライバシーに配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。

5 いじめ防止対策の点検・見直し

【学校基本方針の見直し】

学校は、いじめに対応する組織体制や対応の流れについて、少なくとも年 1 回点検を行い、必要に応じて組織や取組等の見直しを行う。必要がある場合は、横浜市いじめ防止基本方針を含めて見直しを検討し、措置を講じる。